**大阪府海区漁業調整委員会第２３３回議事録**

|  |  |
| --- | --- |
| **１開催日時** | **令和３年６月１４日（月）　午後３時００分から** |
| **２場　　所** | **大阪府咲洲庁舎　迎賓会議室** |
| **３出席委員** | **今井一郎、多田稔、岡修、奥浩幸、津本芳孝、常松睦弘、田中映治、　　　　　伊瀬隆二、樋口正明、村上知子** |
| **４府関係者** | **北川課長、新瀬補佐、松下副主査、寺倉主査、久保田副主査**  **佐野水産研究部長(センター長)** |
| **５事 務 局** | **井坂書記長、久保書記、笹島書記** |
| **６議事事項** | **大阪府資源管理方針の変更について　他** |
| **７議事概要**  **事 務 局**  **(井坂書記長）** | **定刻となりましたので、ただ今から第２３３回大阪海区漁業調整委員会を開催させていただきます。**  **委員の皆様には、何かとお忙しい中、また新型コロナ感染症拡大に伴う緊急事態宣言が延長される中、ご出席いただきありがとうございます。**  **注意事項として、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。**  **本日は、委員10名全員に出席いただいておりますので、漁業法第　　145条で定める定足数を満たしており、本日の委員会が有効に成立していることを、ご報告させていただきます。**  **本日の議題は、お手元の次第にありますとおり、「大阪府資源管理方針の変更について」、「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和３**  **管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」、「漁業許可の公示について」の３件でございます。それでは、今井会長、議事の進行よろしくお願いします。** |
| **会　　長** | **それでは、議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名人を決め**  **たいと思います。**  **議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第７条第２項により、私**  **から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人を津本（つもと）委員と多田（ただ）委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。**  **それでは、議事に入ります。**  **議題の１　大阪府資源管理方針の変更について、水産課から説明お願いします。** |
| **水 産 課**  **(寺倉主査）**  **会　　長**  **田中委員**  **水 産 課**  **(寺倉主査）**    **田中委員**  **会　　長**  **会　　長**  **各 委 員**  **会　　長**  **事務局**  **(井坂書記長)**  **会　　長**  **各 委 員**  **会　　長** | **議題１　大阪府資源管理方針の変更について説明します。水産課の寺倉と申します。よろしくお願いいたします。資料1-1をご覧ください。本件は改正漁業法に基づき、昨年12月1日付で策定しました大阪府資源管理方針について、本年６月に国の基本方針が変更されたことに伴い、府の方針の一部を改正する必要がありますので、お諮りするものです。**  **大阪府資源管理方針の変更案を説明させていただく前に、参考資料１をご覧ください。令和２年12月の漁業法の改正にあたり、国から示された「新たな資源管理の流れ」の図です。昨年の海区委員会でも配付させていただきましたが、年度が変わり、海区委員の変更もありましたので、改めて簡単に説明をさせていただきます。改正漁業法では漁業者の自主的な資源管理のほか、今後は多くの魚種でTAC（漁獲可能量）による管理を行うことを基本とされております。左上にある資源調査では、各魚種の情報収集や資源調査を行い、図の中央上にあるように魚種ごとにどのくらいの資源量があり、どれくらいの漁獲をしていけば資源が減らないかという資源評価がなされ、右上の資源管理目標が示されます。このように準備が整った魚種から右下の資源管理措置としてTAC魚種としての管理をしていくことになります。その流れを繰り返しながら、資源管理を進めていきます。また、新たな魚種についても資源評価結果が公表されたものから順次、追加していくことになります。**  **続いて、委員会資料1-2で資源管理方針の変更案について説明します。資源管理方針は漁業法に基づいて都道府県ごとに、資源管理のために策定が義務付けられています。今回、国の基本方針が変更され、TAC魚種（特定水産資源）に「まさば及びごまさば」の記載が追加されることになり、配分基準や管理手法を定めることになりました。**  **具体的な追加箇所ですが、この前半部分は国の基本方針に沿ったことについて書かれているため、変更はありません。別紙には魚種ごとに、1-1マイワシ、1-2マアジ、1-3クロマグロ小型魚、1-4クロマグロ大型魚の4つはすでに記載されています。今回は別紙1-5として「まさば及びごまさば」を追加しています。内容については、「まさば及びごまさば」はマイワシ、マアジと同じ漁法でとられていることと、国からの指示も漁獲可能量を現行水準で漁獲することになっているため、資源管理内容はマイワシ、マアジと同様としています。**  **別紙1-5の、第1の特定水産資源名はまさば及びごまさば太平洋系群、第2の知事管理区分は大阪府まさば及びごまさば漁業で、漁獲量の管理の手法等については、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告にかかる期限は陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとしています。第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分基準については、国からの配分全量を大阪府まさば及びごまさば漁業区分に配分するとしています。第4の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項は、漁獲努力量による管理を行うこととして、マイワシ、マアジと同様に、漁獲する漁業の漁船隻数を上限として記載しています。**  **続いて、委員会資料1-3をご覧ください。大阪府資源管理方針の新旧対照表です。左側が改正後、右側が改正前です。まず、改正年月日が追加されます。第1から第7は変更ありません。第8の下線部が改正前は別紙1-1まいわし太平洋系群から1-4のくろまぐろ（大型魚）まででしたが、別紙1-5まさば及びごまさば太平洋系群までに変更します。そして一番下に先ほど説明いたしましたとおり、別紙1-5として「まさば及びごまさば」の記載が入ります。以上で大阪府資源管理方針の変更についての説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。**    **ありがとうございます。ただ今の水産課の説明について、何かご質問・ご意見はございますでしょうか。**  **マサバ・ゴマサバですが、ここ数年あまり漁獲が多くない状況にあり、それが現行水準になるのですか。漁業者にとっては獲れていない水準が現行水準になるのではないかという心配があり、どういう基準で現行水準が決まるのか教えてほしいのですが。**  **現行水準との国からの指示であって、具体的な数量は明示されていません。次の議題で説明しますが、過去の漁獲量から計算したあくまで目安である数量は示されていますが、目安数量は守っていただく基準ではありません。これまでの操業状態で資源管理に取り組んでいただければ、結果的に現行水準の漁獲量が守られていくものと考えております。**  **また、わからないことがあれば、個別に質問させていただきます。**  **よろしいでしょうか。ほか、ございませんか。要するにこれまで通りに普通に漁業をしておれば、足が出るというような基準ではないということですね。ほか、ご意見等ございませんか。**  **特にご意見が無いようですので、議事の１「大阪府資源管理方針の変更」については、承認することとしてよろしいでしょうか。**  **異議なし**  **ありがとうございます。それでは、議題１について、水産課の案のとおり承認することとします。事務局から答申案をお願いします。**    **（答申案　読み上げ）**  **ただ今の答申案について、何かございますでしょうか。**    **異議なし**  **ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。** |
| **会　　長**  **水 産 課**  **（寺倉主査）**  **会　　長**  **村上委員**  **水 産 課**  **（寺倉主査）**  **鍋島専門委員**  **水 産 課**  **（寺倉主査）**  **鍋島専門委員**  **水 産 課**  **（寺倉主査）**  **田中委員**  **岡　委員**  **水 産 課**  **（寺倉主査）**  **会　　長**  **多田委員**  **水 産 課**  **（寺倉主査）**  **多田委員**  **水 産 課**  **（寺倉主査）**  **多田委員**  **会　　長**  **会　　長**  **各 委 員**  **会　　長**  **事務局**  **(井坂書記長)**  **会　　長**  **各 委 員**  **会　　長** | **続きまして、議題の２「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和３管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」について、水産課から説明をお願いします。**    **議題２「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和３管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」について説明します。**  **委員会資料２をご覧ください。先ほど諮問し答申をいただきました「まさば及びごまさばの資源管理方針への追加」に関連し、令和３管理年度における知事管理漁獲可能量を設定するためにお諮りするものです。**  **参考資料２は、令和3年5月17日付け（3水管第383号）で農林水産大臣から大阪府知事あてに「まさば及びごまさば太平洋系群」について令和３管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知があったものです。この通知の下の表に記載されたとおり、大阪府のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲可能量は現行水準とあり、現行水準以上に漁獲を増加させないようにという趣旨の指示が来ています。TAC魚種については国から都道府県に漁獲可能量が配分され、知事は配分量を資源管理方針に即して知事管理区分に配分することになっています。ここで管理年度というのは通常の年度と異なり、魚種によって国の基本方針に定められた期間をいい、まさば及びごまさばは7月1日から翌年6月30日の1年間となっています。基本シェアが0.03％、現行水準の場合の目安数量が143トンになっていますが、これは参考の情報です。大阪府は全国漁獲量の0.03％を占め、その数値が143トンですという目安です。**  **委員会資料２の諮問文の裏にあります別紙に、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日）における知事管理漁獲可能量について記載しています。１は大阪府に配分された漁獲可能量で、先ほどの説明のとおり、国から配分されたのが現行水準とあります。これを受け、２は知事管理漁獲可能量ですが、現行水準に設定したいと考えています。以上で、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についての説明を終わらせていただきます。**  **ただ今の水産課の説明について、何かご質問・ご意見はございますでしょうか。**  **年度ごとに知事管理漁獲可能量を決めていますが、次年度の漁獲可能量はその間の漁獲実績を見て、毎年設定していくということですか。**  **その通りです。漁獲量を国に報告し、国から大阪府に配分された漁獲可能量が示され、それに従って毎年設定を行うということです。**  **この143トンという目安はこれまでの大阪府での最大漁獲量より多い数字なのか、少ない数字なのですか。**  **過去10年の漁獲量では、サバ類は平成30年に115トンが最高値となっており、143トンはそれより多い数字です。143トンまで獲ってもよいということではなく、今の操業状態を維持してもらうことが大事ということで、143トンは目安の数字でしかありません。**  **過去より低い数字だと、漁業者がとり方に気を付けないといけないという不安がないかということで質問しました。**  **大阪府としては今の操業状態を維持してもらえば、問題となることはないと考えています。**  **過去10年ではそうかもしれないが、それより前には1日で100トン、200トン獲れたこともあり、それで専門委員が聞いてくれたものと思います。魚群が密集したときには何日間かで漁獲してしまう量なので、漁獲量が超過した場合は問題とならないかと思いました。日本全体では微々たる量であるが、銚子や三重では今年サバが大漁でした。大阪は全国の0.03％なので、いくらとっても大勢には影響がないとは思いますが。**  **田中委員も言ったように、巻き網ではサワラなども年によっては大量に入ったりする。巻き網には1日で100トン入ることもあり、漁獲可能量を大きく超えた場合はどうするのか。具体的な数量として目安量を超えた場合に、罰則等とかはないのか。最近はサバも多くは獲れていないが、過去には1日で超えてしまうようなこともあったので、国に報告するのであれば、超過した場合はどういうことになっていくのか。**  **今回の配分では可能量は現行水準で具体的な数量はありません。目安数量は目安でしかありませんので、超えても罰則等はありません。今後、もし大阪府に具体的な数量が配分された場合は、漁獲可能量を超える分について、国の保留分や他県から融通してもらうやり取りが発生するのですが、今回は現行水準となっているので、こうしたやり取りを行う必要はないということです。毎月各漁協からの漁獲量の報告をいただいており、大阪府がこれを集計し、国に報告しています。漁獲量が非常に多い場合には、参考として各漁協に問い合わせることもあるので、その際はご協力をお願いします。**  **ただ今の答弁でよろしいでしょうか。ほか、何かご意見はありませんか。**  **先ほどの議題1とも関連したことですが、今年度から初めてマサバ・ゴマサバがTAC対象になったとの説明ですが、以前はどうだったのでしょうか。**  **令和2管理年度までは、マサバ・ゴマサバに関しては大阪府への配分の指示はなく、対象外でした。令和3管理年度から大阪府でも対象となり、それに対しての漁獲可能量が現行水準と指示されました。**  **今までは漁獲量が少ないので対象外だったのだと思いますが、今後漁獲が増加してきた場合は、漁獲量をTAC魚種と同じように運用されていくのですか。今年は初めてなので、目安の数字ということなのかもしれませんが。**  **今のところマイワシ、マアジ、マサバ・ゴマサバなどは現行水準という形で降りてきていますが、毎年度見直されますので、今後具体的な数値が示された場合は、それが縛りになり、それを超える場合は何らかの措置が必要となります。**  **解りました。**  **よろしいですか。他にご意見はございませんか。**  **これからのTACの対象魚種を国としては数量管理を中心に進めていきたいという意向があります。様子を見ながら対応していく必要があります。今後もTAC対象種も増えていくのではないかと予想されます。これまでの操業実態に影響のないように現行水準を維持という表現にしているように思います。ほか、何か質問等ございますか。**  **よろしいですか。ほかに、ご意見等も無いようですので、議題の２「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和３管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」については、承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。**  **異議なし**  **ありがとうございます。それでは、議題２について、水産課の案のとおり承認することといたします。それでは事務局から答申案の紹介をお願いします。**  **（答申案　読み上げ）**    **ただ今の答申案のとおり承認してよろしいでしょうか。**  **異議なし**  **ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きを進めていただきたく、お願いします。** |
| **会　　長**  **水 産 課**  **(松下副主査)**  **会　　長**  **会　　長**  **各 委 員**  **会　　長**  **事 務 局**  **(井坂書記長）**  **会　　長**  **各 委 員**  **会　　長** | **それでは最後の議題であります「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。**  **議題３について、水産課指導調整Gの松下が説明します。**  **「漁業許可の公示」について委員会資料3-１により説明させていただきます。**  **委員会資料3-2と右上に参考資料と書いたものを一緒にご覧ください。漁業許可の新規について、高石漁協から2件、泉佐野漁協から5件、田尻漁協から2件、尾崎漁協から1件要望されています。内容は、ツバス・スズキ流し網漁業が1隻、刺し網漁業が3隻、あなごかご網漁業が4隻、小型機船底曳網が1隻、ひきなわ漁業が1隻です。参考としてツバス・スズキ流網の許認可方針では、使用する漁船は「１０トン未満」、操業区域は「大阪府地先海面」、操業期間は「ツバス流し網は5月1日から9月30日まで」、「スズキ流し網は4月1日から12月31日まで」とし、漁業を営む者の資格は、「なし」となっています。申請すべき期間は公示日から1か月としています。**  **委員会資料3-3につきまして、申請期間を1か月とした理由は、本来、「刺し網は1か月」、「流し網漁業、かご網漁業、小型機船底曳網漁業、ひきなわ漁業は2か月」と定められていますが、2か月間の公示をすることで、ひきなわ漁業は8月1日から操業できず、操業時期を逸するなど経営に著しい影響を及ぼすことから、流し網漁業、かご網漁業、小型機船底曳網漁業、ひきなわ漁業について、公示日から1か月とさせていただきたいと思います。**  **委員会資料3-3の2に、本日から許可証発行までの流れを記載しています。各漁協からの要望を受けて、本日6月14日の海区漁業調整委員会で公示内容を諮問させていただき、公示を6月15日から7月14日までの1か月、大阪府のホームページで公示したいと思います。6月15日から7月14日までの1か月内に申請書を出していただき、その後早急に審査をして許可証を発行させていただきます。議題3の説明については以上です。**  **ただ今の水産課の説明について、何かご質問・ご意見ございますでしょうか。**  **特にご意見等が無いようですので、議題の３「漁業許可の公示」については、承認することとしてよろしいでしょうか。**    **異議なし**  **ありがとうございます。**  **それでは、議題３について、水産課の案のとおり承認することとします。**  **事務局から答申案の紹介をお願いします。**  **（答申案　読み上げ）**  **ただ今の答申案のとおり承認してよろしいでしょうか。**  **異議なし**  **ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。**  **これで、本日予定していた審議はすべて終了しました。**  **事務局から何か連絡事項はありますか。** |
| **事 務 局**  **(久保書記）**  **鍋島専門委員**  **会　　長** | **ご審議ありがとうございました。事務局から今後の予定ですが、毎年９月の委員会で10月１日付で「さかなかご漁業の取扱い」に関する指示を発出しております。今年も９月に委員会を開催し、「さかなかご漁業の取扱い」について、ご審議いただきたいと考えています。つきましては、さかなかごの実態把握のための調査を、7月に鍋島専門委員に協力をいただき実施いたします。鍋島専門委員、よろしくお願いします。その調査結果を示して、ご協議をいただく予定です。**  **各漁協をまわらせていただきますのでよろしくお願いします。**  **どうもありがとうございました。それでは、これをもって、本日の委員会は閉会といたします。　お疲れ様でした。** |